

「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」制定までの経過

- H23. 8～9 条例制定に関する意見を募集する。
- H23. 11. 18 浜田市長から別府市障害者自立支援協議会へ条例制定に関して諮問する。
- H23. 12. 22 平成23年度第3回別府市障害者自立支援協議会において、「条例制定作業部会」を設置することが決定される。
- H23. 12～H24. 8 条例制定作業部会において、条例の骨格が検討される。(計10回開催)
- H24. 9. 21 平成24年度第2回別府市障害者自立支援協議会において、条例制定作業部会から答申(案)の最終報告がなされる。
- H24. 9. 28 別府市障害者自立支援協議会から浜田市長へ「条例案を作成するに当たっての基本的な考え方」が答申される。
- H24. 10. 12 第1回障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例(仮称)制定庁内検討委員会(以下「条例制定庁内検討委員会」という。)を開催する。
- H24. 11. 28 「条例制定作業部会」と「条例制定庁内検討委員会」とで意見交換会を開催する。
- H24. 12. 27 第2回条例制定庁内検討委員会において、条例素案を策定する。
- H25. 1. 7～2. 5 条例素案に関する意見を募集する。
- H25. 1. 8～2. 15 条例素案に関するタウンミーティングを開催する。
[一般市民向け 7会場 述べ参加者数254人]
[中学生向け 7中学校 対象(1・2年)生徒数1,489人]
- H25. 3. 29 平成24年度第4回別府市障害者自立支援協議会へ経過を報告する。
- H25. 4. 23 市議会全員協議会が開催される。
- H25. 5. 9 平成25年度別府市民生委員児童委員協議会総会後に民生委員・児童委員に対して、条例の説明と条例への協力を依頼する。
- H25. 5～7 厚生環境教育委員会所管事務調査が開催される。(計4回開催)
- H25. 9. 5 平成25年第3回市議会定例会に条例案を提出する。
- H25. 9. 20 条例案が可決される。